

広域的な自転車通行環境整備事業計画

(広域サイクルライン計画)

2026年6月(改定)

大阪府・京都府・和歌山県・大阪市・堺市

整備目的・考え方及び計画期間

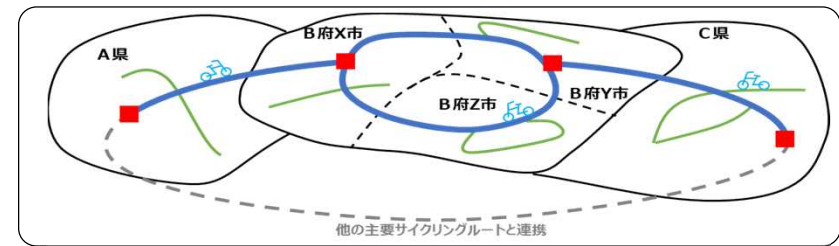
1. 整備目的

- 大阪・関西万博の開催を契機として、国内外からの多くの来訪者が、安全・快適に関西各地を周遊できるようにするため、広域的な自転車通行環境の充実を図ることを目的とする。
- また、本計画による自転車通行環境の整備は、環境負荷の軽減、健康づくりの推進などに寄与するものであり、2015年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられている関連目標の達成にも貢献するものである。



2. 整備の考え方

- 既存の大規模自転車道等を活用し、広域的に安全、快適な移動が可能で、他の主要なサイクリングルートと接続するなど、連続的な通行環境の形成を図るルート（基幹ルート）を設定し、自転車通行空間の整備や統一的な案内サイン等の設置を行う。



凡例：
 基幹ルート
 地域ルート
 休憩所施設

- ・基幹ルート：広域にわたり都市間を結ぶ骨格となるルート
- ・地域ルート：周辺地域へのアクセスや周遊性を高めるルート

3. 計画期間

- 本計画の計画期間は、2030年度までとし、必要に応じて見直しを行う。
- また、計画期間以降も継続して検討・調整を行う。

整備対象ルート

4. 整備対象ルート

- 整備対象区間（約30km）は、大阪ベイサイドサイクルラインのうち、りんくう公園以南とし、和歌山県内の自転車道との接続に向けて、順次整備を行う。

ルート名称	総延長	うち 整備完了 区間	うち 整備対象 区間
淀川リバーサイド サイクルライン	約50km	約50km	—
大和川リバーサイド サイクルライン	約25km	約25km	—
石川リバーサイド サイクルライン	約15km	約15km	—
大阪ベイサイド サイクルライン	約60km	約30km	約30km

- 検討エリアは、引き続きネットワークの拡大に向けた検討・調整を行う。（うち大阪府域：約50km）

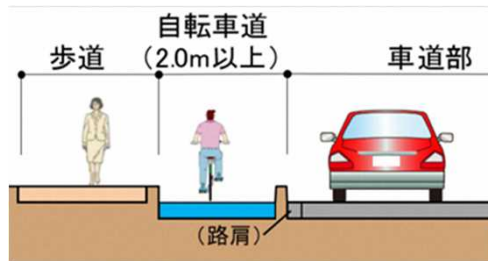


一般道路における自転車通行空間の整備方針

○整備形態の選定は、都市部や山間部などの地域特性も考慮し、各整備主体における既存の整備形態の選定フローを活用することを基本とする。

■ 一般道路における整備形態(例)

自転車道（自転車と歩行者及び自動車を構造的に分離）



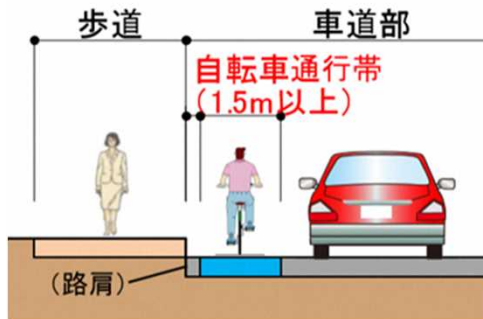
出典：国土交通省



矢羽根型路面表示（車道混在にて矢羽根表示）



自転車通行帯（自転車と自動車を視覚的に分離）



出典：国土交通省



【参考】

自転車歩行者道（歩道内に自転車と歩行者を視覚的に分離）※



※車道幅員や交通状況を踏まえ、自転車歩行者道を通行することがやむを得ないと認められる場合のみ、交通管理者との協議により実施。

河川空間における自転車通行空間の整備方針

○自転車歩行者専用道路等は自転車と歩行者の接触を防止するため、自転車と歩行者の分離対策(構造分離または視覚分離)や走行位置の明示を検討する。

■ 河川空間における整備(例)

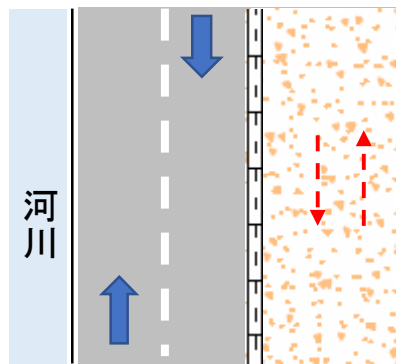


河川空間を活用した自転車歩行者専用道路
(大和川リバーサイドサイクルライン)



自転車通行位置の明示の例
(石川リバーサイドサイクルライン)

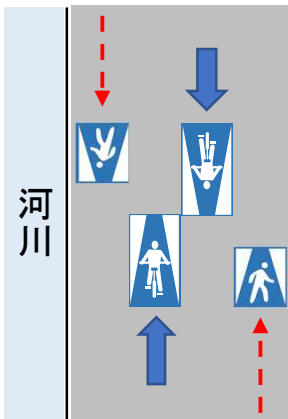
■ 構造分離・視覚分離による安全対策案



➡ 自転車・・・堤外地側
-▶ 歩行者・・・堤内地側

※十分な幅員が確保できる場合、現場状況を踏まえ、河川管理者、交通管理者と個別協議により詳細な仕様を決定。

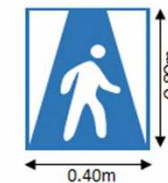
■ 走行位置の明示による安全対策(標準仕様)



➡ 自転車・・・道路中心左側通行
-▶ 歩行者・・・道路端部右側通行

(自転車通行位置)

(歩行者通行位置)

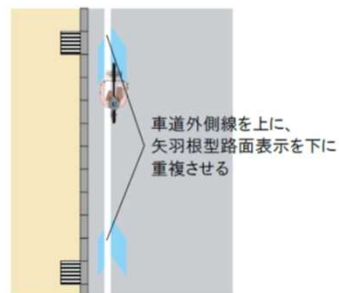
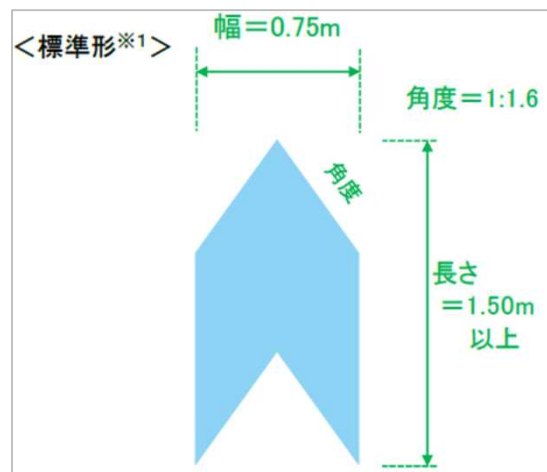


※現場状況や河川管理者、交通管理者の意見を踏まえ、対策を実施。

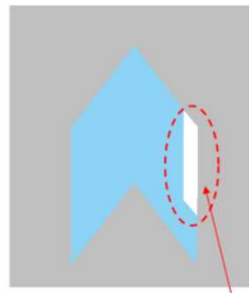
自転車通行空間の整備仕様

○一般道路における自転車通行空間を新たに整備する場合、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」及び、各道路管理者が定める整備仕様により整備する。

■「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」
(令和6年6月 国土交通省道路局、警察庁交通局)
における矢羽根型路面表示の標準仕様

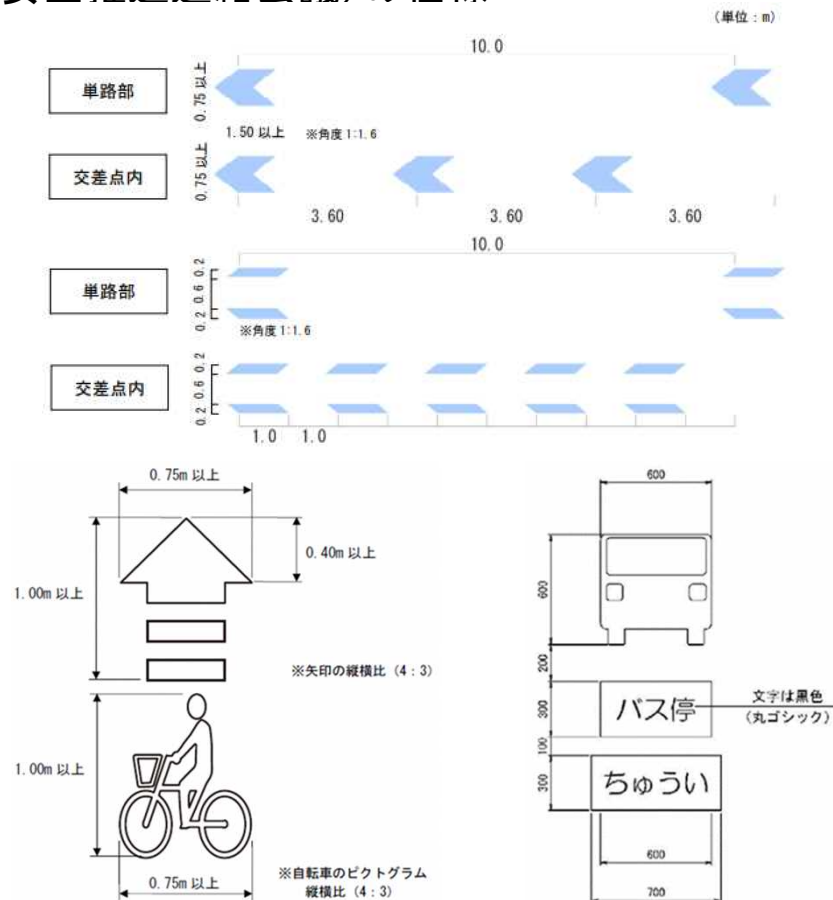


図Ⅱ-6 車道外側線と重なる場合の矢羽根型路面表示の設置例



図Ⅱ-7 矢羽根型路面表示の夜間視認性向上策の例

■「大阪府自転車通行空間法定外表示実施要領（改訂版）」(平成29年3月大阪府道路交通環境安全推進連絡会議)の仕様



○基幹ルートには、自転車走行における安全性や快適性を向上させるために、大阪府・京都府・和歌山県・大阪市・堺市で統一の整備方針に基づき、案内看板等を設置する。

案内看板等の整備方針

No.	機能	内容	設置箇所	形式	イメージ
1	案内	経路案内	ルート全線(分岐部)	看板かつ 路面表示※1	看板 路面表示
2		距離案内	ルート全線(単路部:5km間隔)	看板かつ 路面表示※1	看板 路面表示
3		周辺施設案内	ルート沿線の観光施設や拠点等への分岐部等※2	看板※1	看板
4		コースライン	注回路やルートが分かりにくい箇所等 (河川の高水敷と堤防天端等)	路面表示	路面表示
5		コースマップ	ルート沿線の観光施設や拠点等※3	看板	看板
6		地域ルート案内	地域ルートへの分岐部等※3・4	看板※1	看板
7	明示	自転車通行位置明示	河川管理用通路等(大規模自転車通として位置付けられている 自転車歩行者専用道を含む)	路面表示	路面表示
8	(自転車警への注意)	注意・徐行・止まれ	注意喚起が必要な交差点等※5	看板または 路面表示	看板
9		危険箇所 (急勾配・狭小幅員)	注意喚起が必要な危険箇所等※5	看板または 路面表示	看板
10		自転車歩行者道上の走行注意	既存の自転車通行環境が整備された自転車歩行者道※5	路面表示	路面表示
11		その他、河川管理用通路を走行 する際の注意喚起	河川管理用通路等の車止め※5	看板 (車止に添架)	看板
12	(自動車警への注意)	幅寄せ注意	自動車交通量が多く車道混在の区間、ルートと交差する道路が 他車線道路である交差点等※5	看板	看板
13		横断自転車への注意	信号のない交差点で特に注意喚起が必要と判断される交差点※5	看板	看板
14	(歩行者警への注意)	自転車注意	歩行者交通量が多く、見通しが悪い区間等※5	看板	看板

※1河川管理用通路等、または道路の管理施設上、看板(注シート含む)の設置が困難な区間については、路面表示のみの設置を検討。

※2施設規模等により各道路管理者で案内の必要性を判断。

※3市町村等の取組み内容に応じ、必要性を判断。

※4地域ルート案内を設置する際は、基幹ルートが分かりづらくならないように、設置箇所付近に経路案内を設置することなどについて検討。

※5必要箇所は現地状況に応じ、各道路管理者で検討。

※6警戒看板(No.8～14)の整備方針は参考として取り扱う。

- 案内看板等について共通の標準仕様を策定し、全域で統一感を持たせる。
- 案内看板等の仕様は、ナショナルサイクルルートの路面表示・案内看板の要件を満たすように設定する。
- 将来的にロゴマークを入れることのできるスペースとしてピクトサインを記載する。

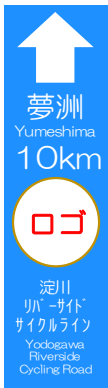
案内表示の事例



ロゴマークについて



将来的にロゴマークを
策定したとき



案内看板等の標準仕様項目

仕様項目	内容
色	案内: 青色系 警戒: オレンジ色系を基本
フォント	案内: 丸ゴシック体 警戒: ゴシック体
寸法・設置位置	次項以降に記載
看板の設置高さ	1.5m

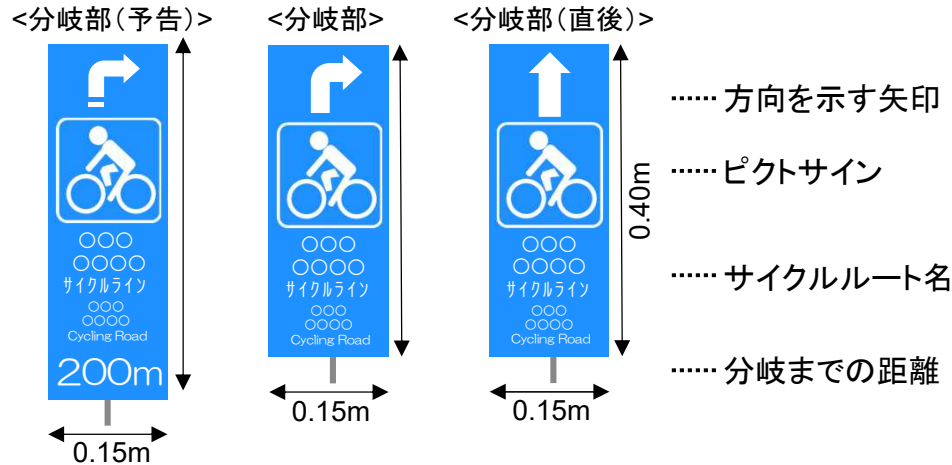
【参考】ナショナルサイクルルート指定要件（一部抜粋）

評価項目	評価基準
ルートの案内	ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する路面表示が設置されていること ・単路部: 概ね5kmごと ・分岐部: 必要箇所全箇所
ルートの案内	ルート全線で統一された仕様により、ルート名、自転車ピクトによる経路や距離に関する案内看板が設置されていること（ただし、河川区域などで設置できない場合は除く） ・単路部: 概ね5kmごと ・分岐部: 必要箇所全箇所

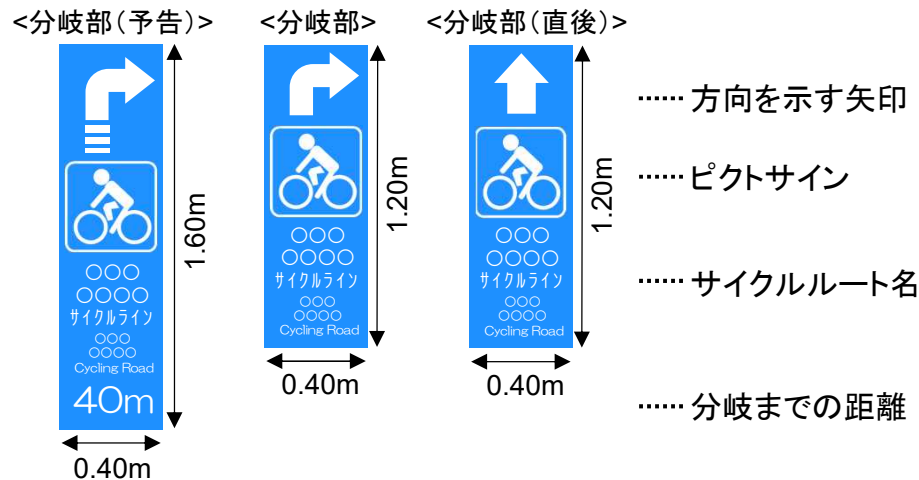
「経路案内」の整備仕様

■「経路案内」看板・路面表示の寸法

看板 ※標識柱等がある場合は、柱シートも可。

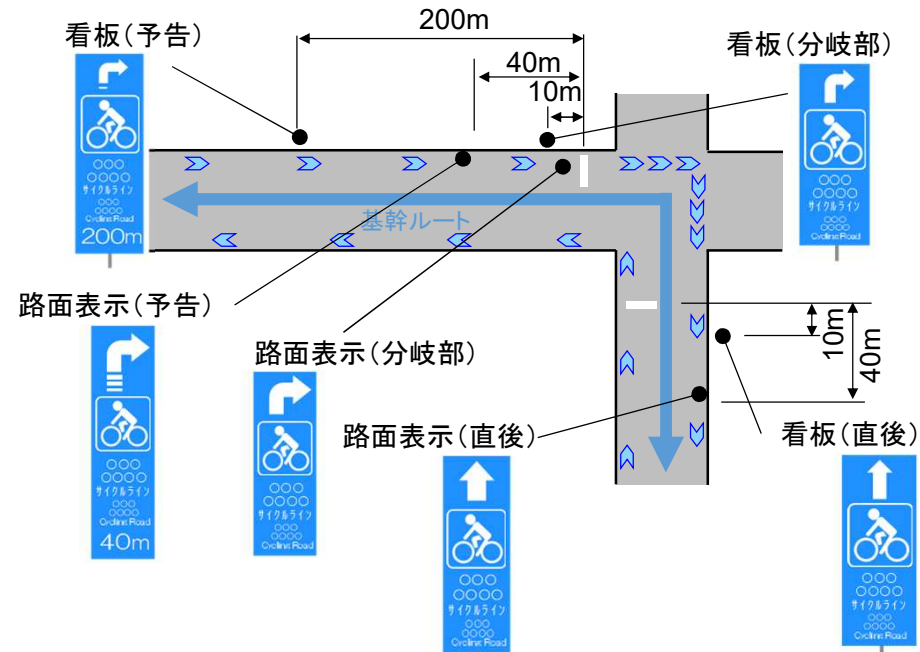


路面表示



※分岐部(予告)と分岐部(直後)については分岐部(交差点)の形状や前後の流入道路の有無、青矢羽根などの整備状況等を踏まえ、必要に応じて設置。

■「経路案内」設置位置



■「経路案内」表示内容、設置箇所等

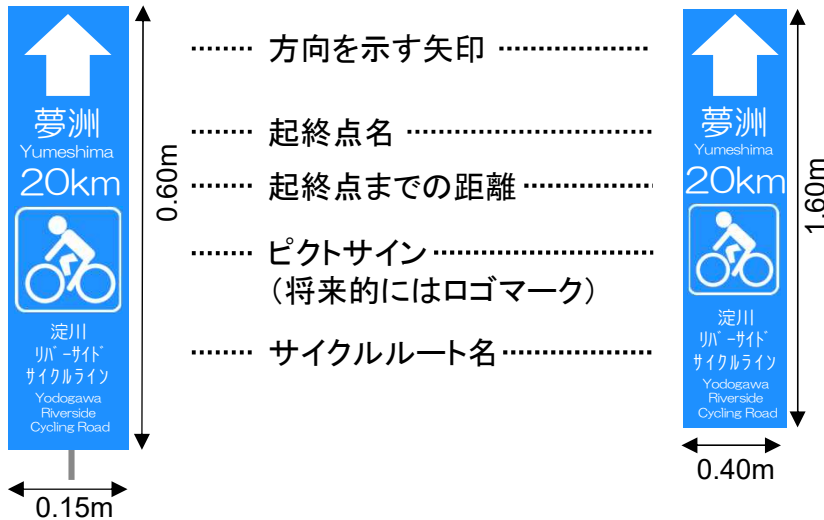
項目	内容
機能	案内(経路案内)
表示内容	方向を示す矢印 分岐までの距離 ピクトサイン サイクルルート名
設置箇所	分岐点等で迷いやすい交差点に、看板及び路面表示による案内を各3箇所(予告、分岐手前、分岐直後)

「距離案内」の整備仕様

■「距離案内」看板・路面表示の寸法

看板 ※標識柱等がある場合は、柱シートも可。

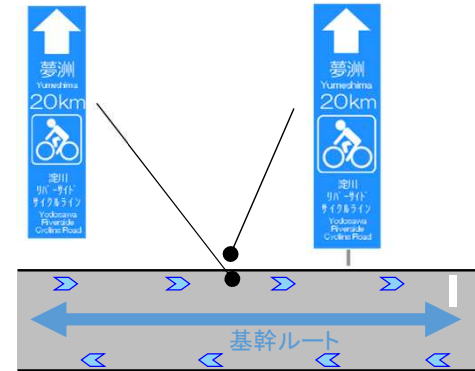
路面表示



※起終点名は検討中エリアの調整状況を踏まえて検討。

■「距離案内」設置位置

路面表示(概ね5km間隔) 看板(概ね5km間隔)



■「距離案内」表示内容、設置箇所等

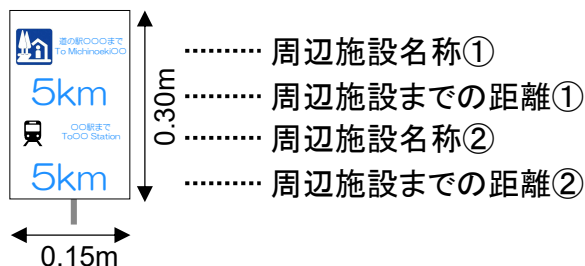
項目	内容
機能	案内（距離案内）
表示内容	方向を示す矢印 起終点名 起終点までの距離 ピクトサイン サイクルルート名
設置箇所	単路部に一定間隔(約5km間隔)で設置

「周辺施設案内」の整備仕様

■「周辺施設案内」看板の寸法

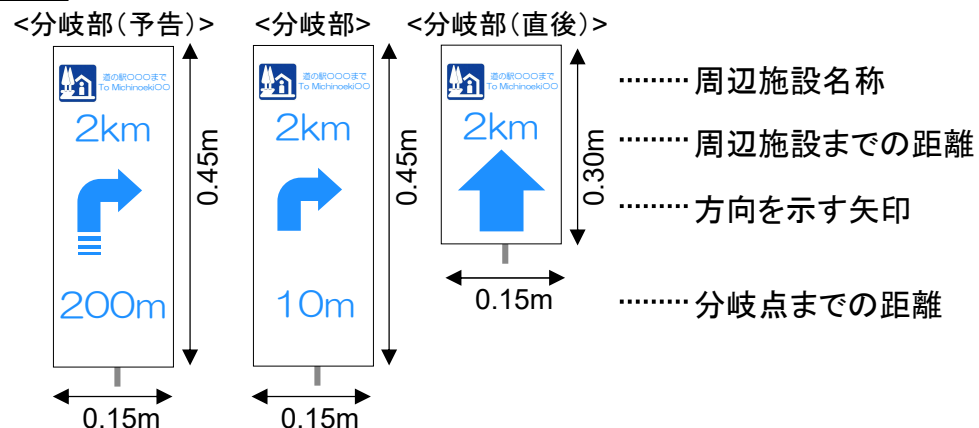
単路部

看板 ※標識柱等がある場合は、柱シートも可。



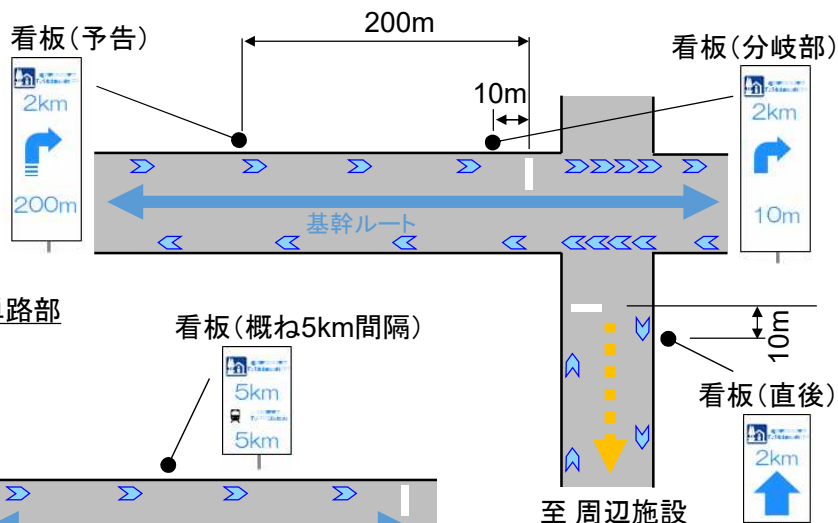
分岐部

看板 ※標識柱等がある場合は、柱シートも可。



■「周辺施設案内」設置位置

分岐部



単路部

※分岐部(予告)と分岐部(直後)については分岐部(交差点)の形状や前後の流入道路の有無、青矢羽根などの整備状況等を踏まえ、必要に応じて設置。

■「周辺施設案内」表示内容、設置箇所等

項目	内容
機能	案内（周辺施設案内）
表示内容	周辺施設名称（ピクトグラム併用） ※当該基幹ルートから概ね3km圏内（10分程度の走行）に位置する施設を案内の対象とする。 周辺施設までの距離
設置箇所	単路部に一定の間隔（約5km間隔）で設置 ルート上に当該施設がない場合は、分岐点となる交差点に経路案内を設置

「コースライン」・「コースマップ」の整備仕様

■「コースライン」路面表示の寸法

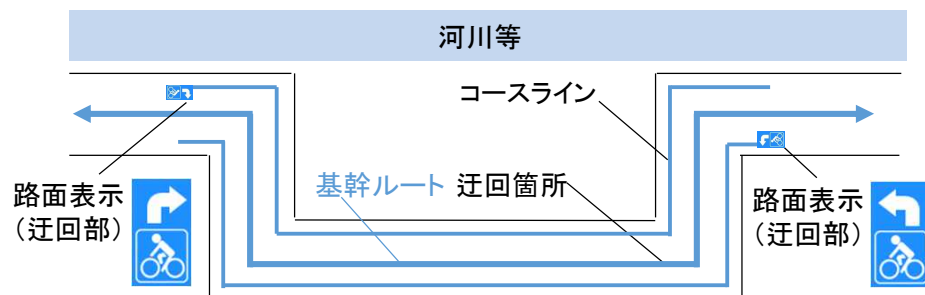
〔外側線がない道路〕



〔外側線がある道路〕



■「コースライン」設置位置



■「コースライン」表示内容、設置箇所等

項目	内容
機能	案内 (コースライン)
表示内容	コースライン
設置箇所	河川ルート上などにおいて、迂回が必要で案内表示 (路面表示等) による経路案内のみでは分かりにくい箇所に設置

■「コースマップ」設置事例



■「コースマップ」表示内容、設置箇所等

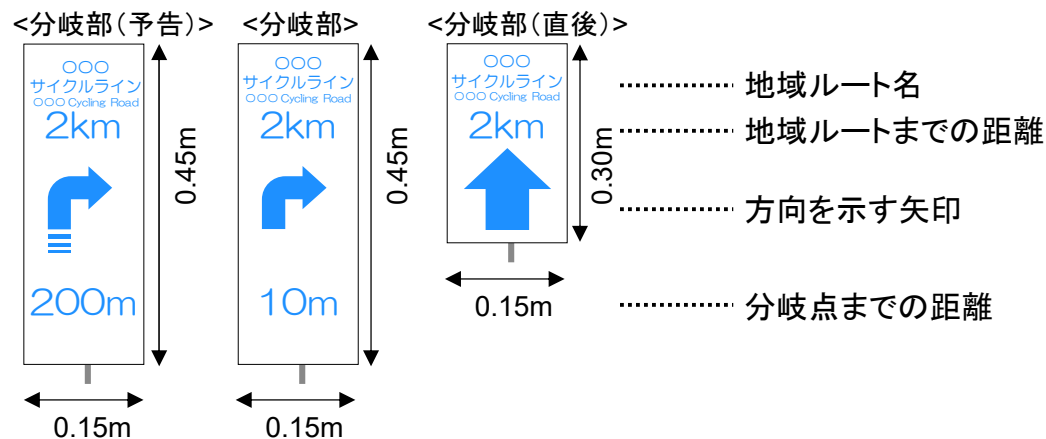
項目	内容
機能	案内 (コースマップ)
表示内容	経路案内、全域案内図
設置箇所	ルート沿線の観光施設や拠点等の敷地内

「地域ルート案内」の整備仕様

■「地域ルート案内」看板の寸法

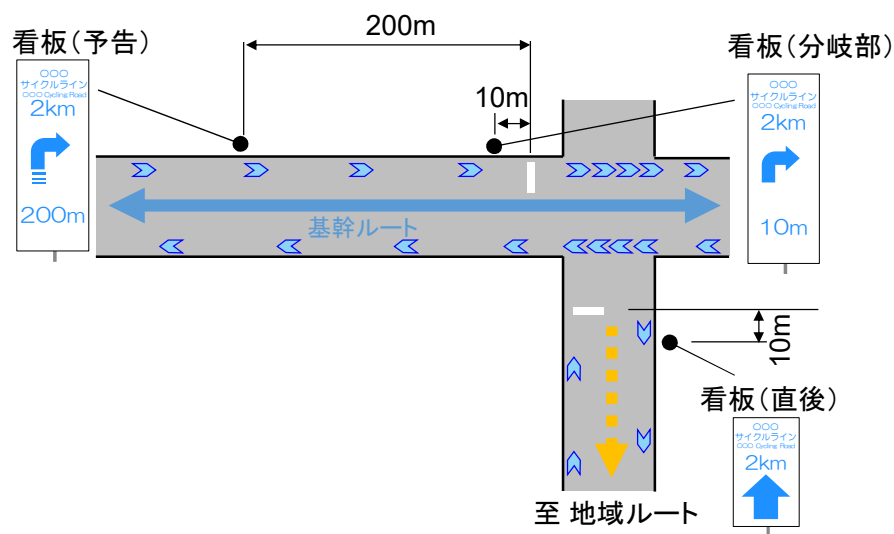
看板

※標識柱等がある場合は、柱シートも可



※分岐部(予告)と分岐部(直後)については分岐部(交差点)の形状や前後の流入道路の有無、青矢羽根などの整備状況等を踏まえ、必要に応じて設置。

■「地域ルート案内」設置位置



■「地域ルート案内」表示内容、設置箇所等

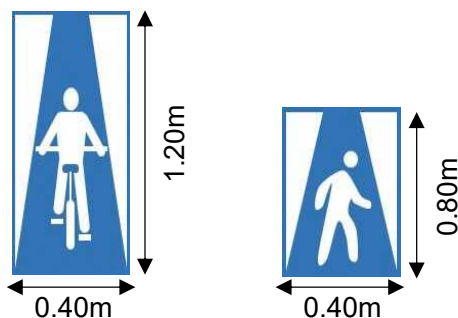
項目	内容
機能	案内（地域ルート案内）
表示内容	地域ルート名 ※基幹ルートと接続する地域ルートを案内の対象とする。 地域ルートまでの距離 方向を示す矢印 分岐点までの距離
設置箇所	地域ルートへの分岐部となる交差点等に設置

「自転車通行位置明示」の整備仕様

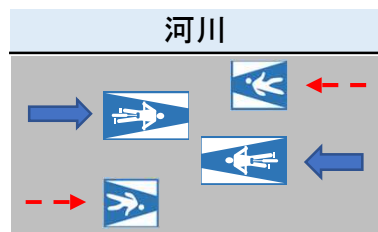
■「自転車通行位置明示」路面表示の寸法

路面表示

(自転車通行位置) (歩行者通行位置)



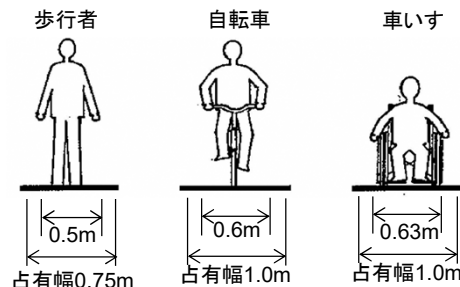
■「自転車通行位置明示」設置位置



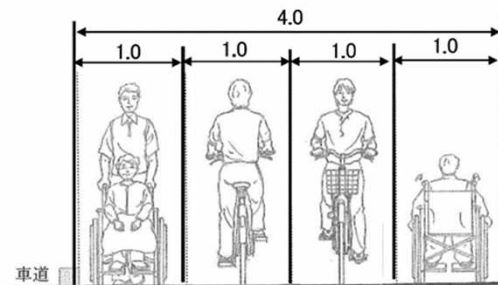
■「自転車通行位置明示」表示内容、設置箇所等

項目	内容
機能	明示 (自転車通行位置明示)
表示内容	自転車通行位置 歩行者通行位置
設置箇所	構造分離または視覚分離されていない河川区域内の自転車歩行者専用道路等でルート単路部に一定間隔(目安として500m間隔)に設置

【参考】道路構造令における各モードの占有幅の考え方



<自転車歩行者道幅員の考え方>



(歩行者の交通量が多い道路)

※ 出典：国土交通省HP

⇒左記を踏まえ、幅員4.0m未満の場合は、現地の通行実態等も踏まえ、注意喚起標識等の設置を合わせて検討する。

【参考】既存の実施事例(住吉八尾線)



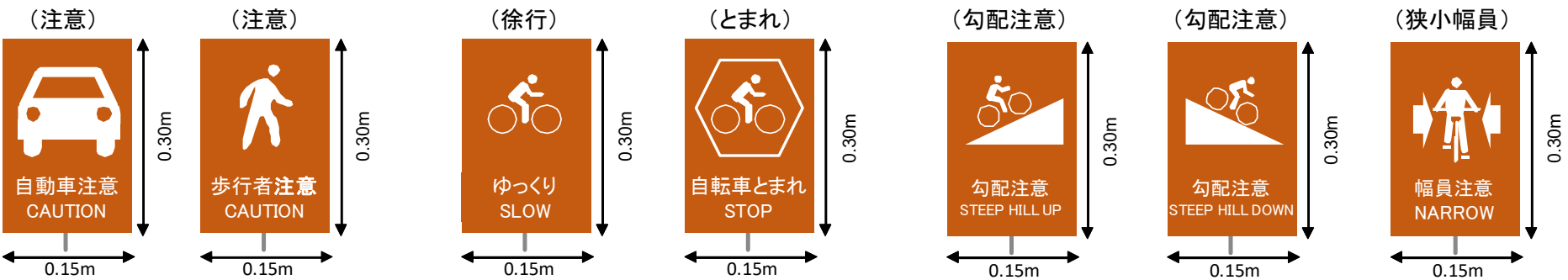
⇒既存で施工済みの区間がある場合は既存の路面表示のルールも含め、交通管理者と協議する。

■ 堺市における路面表示の整備方針

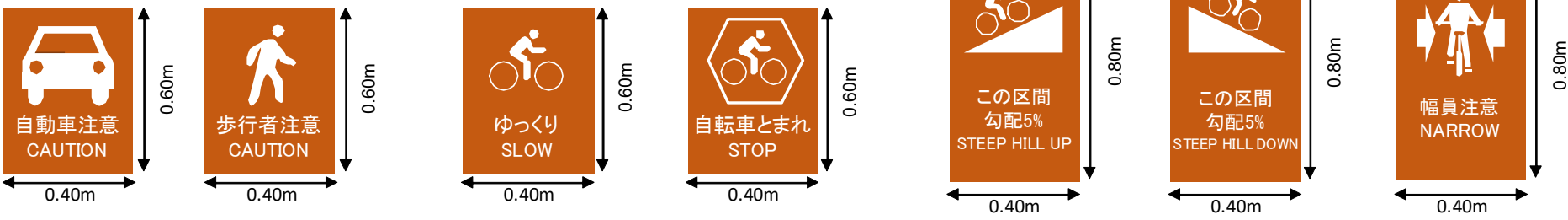
自転車歩行者専用道路		自転車歩行者専用道路 (自転車と歩行者の分離ができる区間)	
幅員 $W \geq 3\text{m}$	幅員 $W < 3\text{m}$	幅員 $W \geq 3\text{m}$	幅員 $W < 3\text{m}$
自転車と歩行者の 通行空間	自転車と歩行者の 通行空間	自転車の 通行空間	自転車の 通行空間

■ 路面表示・看板の寸法

看板



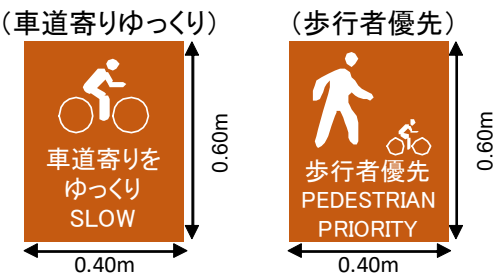
路面表示



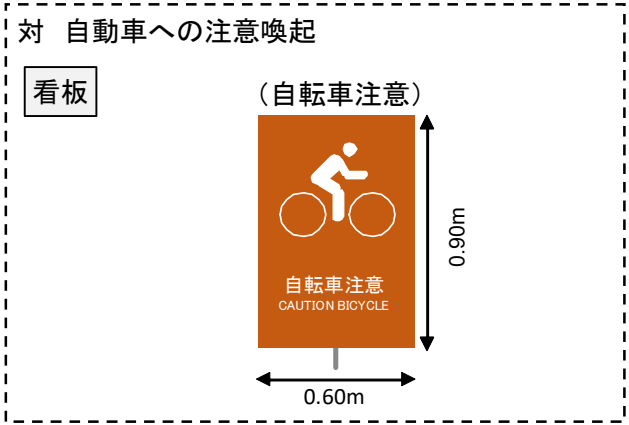
看板



路面表示



看板



■「注意・徐行・止まれ」の設置



バリカー手前の幅員が狭小となる箇所

■「注意・徐行・止まれ」の設置



自動車が行き交う区間と合流する手前の箇所

■「自転車歩行者道上の走行注意」の設置



歩行者と合流する手前の箇所

■「自転車歩行者道上の走行注意」の設置



幅員が狭小で歩行者に注意すべき区間

■「コースライン」の設置（1）



堤防天端から高水敷に移動するスロープ
（石川リバーサイドサイクルライン）

■「コースライン」の設置（2）



堤防天端から高水敷に移動するスロープ
（石川リバーサイドサイクルライン）

■「自転車歩行者道上の走行注意」の設置



見通しが良く自転車の走行速度に注意する区間

■「踏切手前とまれの注意喚起」の設置



狭小な踏切を横断する区間

ルート名称	総延長
淀川リバーサイドサイクルライン	約50km
大和川リバーサイドサイクルライン	約25km
石川リバーサイドサイクルライン	約15km
大阪ベイサイドサイクルライン	約60km

- 検討エリアは、引き続きネットワークの拡大に向けた検討・調整を行う。（うち大阪府域：約50km）



※ 国土地理院地図を加工して作成